

返戻金制度について

許可番号 13-ユ-315583
株式会社 P u b l i n k

弊社の紹介により求人者が採用した求職者が求人者に出社する前または出社した後、明らかに求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により就労開始日から6ヶ月未満で退職した場合、弊社は求職者に関して受領した紹介手数料のうち、下表の定めるところに従い、紹介手数料を求人者に返還するものとします。

なお、求人者の責による退職、解雇または求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。

退職日	返還する紹介手数料
入社日から1ヶ月未満	紹介手数料の80%
入社日から1ヶ月以上3ヶ月未満	紹介手数料の50%
入社日から3ヶ月以上6ヶ月未満	紹介手数料の20%

以上